

○内閣府令第七十六号

地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第七号）の一部の施行に伴い、並びに児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第四条第一項第二号、第七条第一項及び第二項、第九条第一項及び第三項、第十条第一項及び第二項、第二十条第一項、第二十一条第一項及び第二項並びに第二十六条並びに子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第三項第二号及び子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第四条第二項第二号の規定に基づき、児童手当法施行規則及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年十二月二十四日

内閣総理大臣 菅 義偉

児童手当法施行規則及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令

（児童手当法施行規則の一部改正）

第一条 児童手当法施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の四第二項第十号を削り、第十一号を第十号とする。

様式第一号、様式第三号から様式第五号まで及び様式第七号から様式第十三号までの様式中「㊦」及び「㊧」記名押印に代えて、署名することができます。」を削る。

様式第二号中「㊦」及び「記入押印に代えて、署名することができます。」を削る、
「寡婦・寡夫・勤労学生控除額」を「寡婦・ひとり親・勤労学生控除額」に、
「寡婦（寡夫）控除（当該控除のみなし適用）」を「寡婦（寡夫）控除（当該控除のみなし適用）」に改め、
同様式注意II中「㊦」を削り、サをコとする。

様式第六号中「㊦」及び「記入押印に代えて、署名することができます。」を削る、
「寡婦・寡夫・勤労学生控除額」を「寡婦・ひとり親・勤労学生控除額」に、
「寡婦（寡夫）控除（当該控除のみなし適用）」を「寡婦（寡夫）控除（当該控除のみなし適用）」に改め、
同様式注意II中「㊦」を削り、サをコとする。

様式第十四号及び様式第十五号中「㊦」を削る。

（子ども・子育て支援法施行規則の一部改正）

第二条 子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）の一部を次のように改正する

第一条第一号へ(16)中「第二十一条の二第一項」を「第二十一条の二」に改める。

第二十一条の二第二項を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、令和三年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中児童手当法施行規則様式第一号、様式第三号から様式第五号まで及び様式第七号から様式第十三号までの改正規定、同令様式第二号及び様式第六号の改正規定（「㊤」及び「記入番号」に代えて、
岫岫することかできず。」を削る部分に限る。）並びに同令様式第十四号及び様式第十五号の改正規定
公布の日

- 二 第一条中児童手当法施行規則様式第二号及び様式第六号の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）

令和三年五月一日

(児童手当法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の児童手当法施行規則第一条の四第二項の規定は、令和三年六月以後の月分の児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求について適用し、同年五月以前の月分の児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求については、なお従前の例による。

2 この府令(前条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この項及び次項において同じ。)の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の子ども・子育て支援法施行規則第二十一条の二の規定は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第二十七条第一項に規定する特定教育・保育、同法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育、同法第三十条第一項第三号に規定する特定利用地域型保育及び同項

第四号に規定する特例保育（以下この条において「特定教育・保育」という。）が行われた月が令和三年九月以後の場合における同法の規定による施設型給付費の支給、特例施設型給付費の支給、地域型保育給付費の支給及び特例地域型保育給付費の支給（以下この条において「施設型給付費等の支給」という。）について適用し、特定教育・保育が行われた月が同年八月以前の場合における当該子どものための教育・保育給付については、なお従前の例による。